

令和3年4月26日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第30回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和3年4月26日（月） 14:00～14:15

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、教育長、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監、関係課長
計20名

内 容：以下のとおり

1. 緊急事態宣言の発出について

(1) 緊急事態宣言の発出等について（防災危機管理課長）

緊急事態宣言の発出等について説明 【資料1】

(2) 県内の患者発生状況について

健康福祉部（健康福祉部長）

① 県内の感染者の状況等について説明 【資料2】

- ・4月に入りまして、47人の感染者が確認されています。特に4月19日以降感染の確認が増加しております。
- ・その多くは、端緒となる感染が確認された後、保健所の疫学調査にご協力をいただき、接触者の検査等を行ったことにより確認できたもので、感染拡大防止のための調査、検査によりの的確に対応ができています。
- ・隠岐地域においても、初めて感染者が確認されました。患者さんに関しては、島外の医療機関に入院調整しており、円滑な搬送ができています。
- ・隠岐保健所においては、感染者のそれぞれの関係性も含め、調査を進めており、検査についても県立学校の生徒、教職員など、幅広く行っており、今後も感染源調査も含め、幅広く調査及び検査を行います。

ってまいります。

- ・次に、医療提供体制としまして、病床確保計画は100床の即応病床を準備しておりますが、現状の感染者数を踏まえまして、本日4月26日から133床に増やしています。
- ・本日（26日）10時時点での入院患者は38人で、病床使用率は確保病床で15.0%、即応病床で28.6%となっております。
- ・また、患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養のための宿泊施設として98室を確保しており、入院等の受け入れに支障が生じないよう体制を整えています。
- ・今後とも、医療機関など関係者の協力をいただきながら、医療提供体制の確保や診療・検査体制の強化に努め、引き続き、積極的な調査、検査を行うとともに、県民の皆様へ三密の回避など基本的な感染対策の呼びかけを行ってまいります。

（3）県の対応等について（防災危機管理課長）

- | | |
|--------------------------|-------|
| ① 感染者の状況を踏まえた県の目安等について説明 | 【資料3】 |
| ② 全国の感染状況について説明 | 【資料4】 |
| ③ 島根県の対応（案）について説明 | 【資料5】 |

2. 知事指示事項

政府は、4月23日に、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に緊急事態宣言を発出し、また、新たに愛媛県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことから、県民の皆様に対し、以下のとおり要請します。

要請の期間は、令和3年5月11日までとします。

（都道府県をまたぐ移動について）

1. 緊急事態措置を実施すべき区域である、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県との往来を控えてください。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域である宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県との往来を控えてください。

また、北海道札幌市、山形県山形市、和歌山県、香川県、福岡県などのように、各都道府県から住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重な判断をお願いします。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えてください。

ただし、やむを得ない仕事や、転勤、就職活動、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありません。

(基本的な感染対策の徹底について)

2. 家庭や職場での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」など、

基本的な感染対策に取り組むようお願いします。

発熱や風邪等の症状がある方は、決して無理をせず、仕事や学校を休んで頂き、外出を控え、まず最初に、かかりつけ医、又は「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、早めに医療機関を受診してください。各職場においても、職員の体調がすぐれない場合はすみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理に努めてください。県民の皆様、また、事業所単位での取組としてお願いします。

(飲食店の利用について)

3. 飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、そして、県民の皆様にも、そうした対策が徹底された店舗を利用して頂くことを前提として、次の内容をお願いします。

- (1) 「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含めて、県内でも県外でも、控えてください
- (2) 飲食の際の人数を、9人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅での宿泊をされた方は、2週間経過するまでは参加を控えてください
- (3) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で1時間30分を限度としてください
- (4) 歓迎会等については、異動や採用に伴い、県外から来られた方がおられる場合には、これらの方々が来県されてから2週間を経過した後に、実施して頂きますようお願いします
- (5) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用は控えてください
 - ② 県内でも県外の方との利用を控えてください

ただし、いずれの事項も、「鳥取県」と、生活（通勤、買物等）圏域に属する「広島県・山口県」の一部の地域については、県内と同様に取り扱うこととします。

(十分な換気の実施について)

4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うようお願いします。

(業種ごとのガイドライン遵守について)

5. 事業者におかれては、感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を、再度ご確認の上、実践頂きますようお願いいたします。

(イベント開催の目安について)

6. イベント開催の目安については、「島根県の対応」により、対応をお願いします。

(接触確認アプリの活用について)

7. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用をお願いします。

(事業所での接触低減の取組について)

8. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行ってください。

(誹謗中傷や差別の防止について)

9. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上での誹謗中傷、うわさ話などは、厳に慎んで頂くようお願いいたします。そして、県や市町村などの公的機関が発信している情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるよう、重ねてお願いします。

島根県内でも、これまで感染者が発生した店舗や、関連する店舗のうち、不特定多数の利用者がおられる店舗については、店舗のご理解、ご了解を頂いた上で、店名を公表させて頂き、感染のおそれがある方に呼びかけを行うことで、幅広くPCR検査等を実施することができています。

これは店舗を経営されている方にとりましては、店名公表によりまず風評被害、具体的には収入の減少などによる経営悪化を覚悟の上で、県民の皆様に感染が拡大しないように、真摯なご協力、ご理解を頂いた結果であります。

そういった店舗に対しての、誹謗中傷や心無い言動は、感染拡大を助長させる行為と等しいものであり、厳に控えて頂きますよう、重ねてお願いします。

県としましては、全国の感染状況等を注視し、国や他の都道府県、医療機関、市町村と十分に連携をしながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、そして地域経済の回復などに全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和 3 年 4 月 23 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日から 5 月 11 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国性的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和 3 年 4 月 23 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和 3 年 4 月 1 日）の全部を次のとおり変更し、令和 3 年 4 月 25 日から適用することとしたので、公示する。

記

（1）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 5 日から 5 月 11 日までとする。（2）の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・宮城県については、令和 3 年 4 月 5 日から 5 月 11 日までとする。
- ・沖縄県については、令和 3 年 4 月 12 日から 5 月 11 日までとする。
- ・埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県については、令和 3 年 4 月 20 日から 5 月 11 日までとする。
- ・愛媛県については、令和 3 年 4 月 25 日から 5 月 11 日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 4 項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県の区域とする。

（3）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

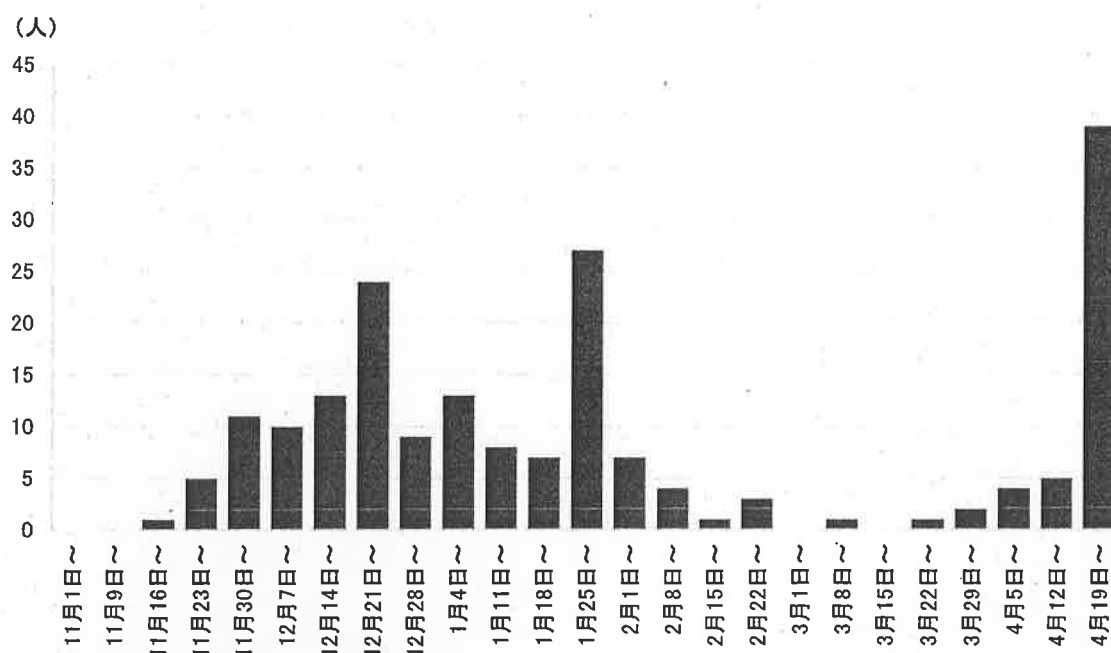
新型コロナウイルス感染症の県内発生状況（4月26日10時時点）

令和2年4月9日に県内で初めて感染者が確認されてから4月26日10時まで、計335人の感染が確認され、295人の方が退院・療養解除されました。
このうち、4月は47人の感染が確認されています。

1. 4月の陽性患者の発生状況

陽性判明日	陽 性	区 分	備 考
4月6日	1人	289例目（雲南市）	
4月7日	2人	290、291例目（大田市）	
4月11日	1人	292例目（大田市）	
4月12日	1人	293例目（大田市）	
4月13日	1人	294例目（松江市）	
4月14日	1人	295例目（安来市）	
4月15日	1人	296例目（松江市）	
4月16日	1人	297例目（出雲市）	
4月19日	1人	298例目（浜田市）	
4月20日	3人	299、303、304例目（松江市）	
	4人	300、301、305、306例目（出雲市）	
	1人	302例目（浜田市）	
	1人	307例目（県外）	
	3人	308～310例目（海士町）	
4月21日	1人	311例目（出雲市）	
	4人	312、313、315、316例目（松江市）	
	1人	314例目（雲南市）	
	4人	317～320例目（海士町）	
4月22日	2人	321、323例目（松江市）	
	1人	322例目（出雲市）	
	1人	324例目（海士町）	
4月23日	2人	325、329例目（出雲市）	
	1人	326例目（浜田市）	
	2人	327、328例目（松江市）	
4月24日	1人	330例目（海士町）	
	1人	331例目（浜田市）	
	1人	332例目（松江市）	
4月25日	1人	333例目（出雲市）	
	2人	334、335例目（浜田市）	

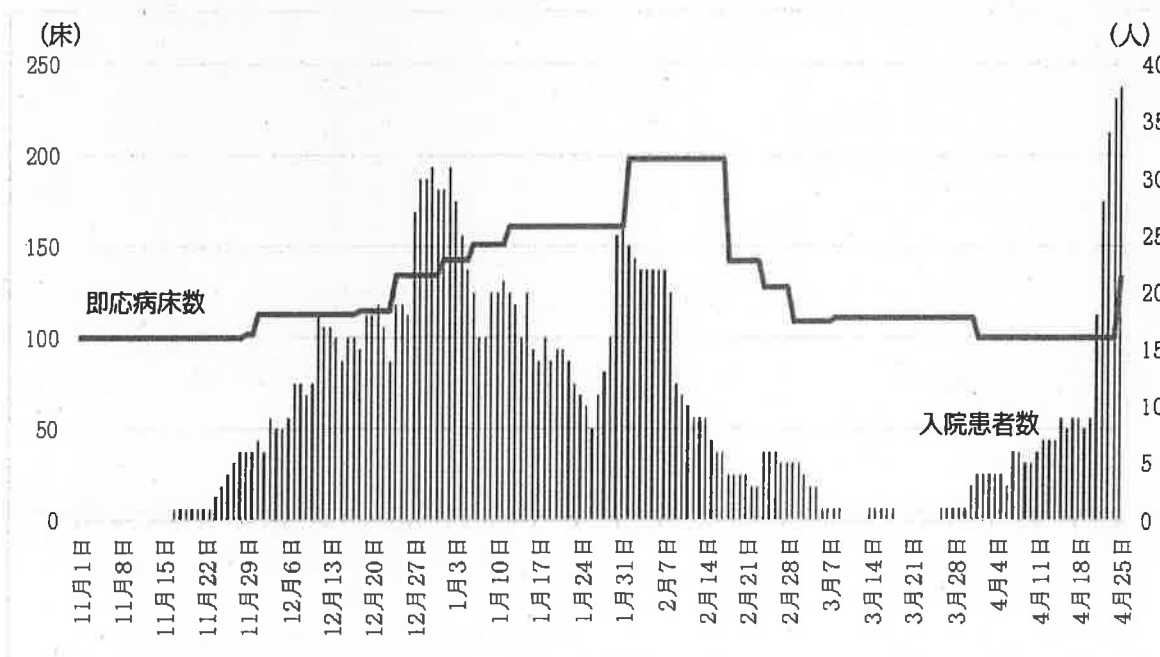
2. 11月以降の陽性患者の発生状況



※上記日付は週単位の集計

3. 病床確保状況及び使用率

確保病床数 (A)	即応病床 (B)	入院患者数 (C)	病床利用率	
			確保病床 (C/A)	即応病床 (C/B)
253床	133床	38人	15.0%	28.6%



4. 軽症者等の宿泊療養

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として3施設98室を確保

- ・ 島根県立青少年の家「サンレイク」 (出雲市・33室)
- ・ 島根県立少年自然の家 (江津市・20室)
- ・ 玉造国際ホテルRivage Choraku (松江市・45室)

資料 3 - 1

令和 3 年 4 月 26 日時点
(4 月 19 日～4 月 25 日)

令和 3 年 4 月 15 日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」 比較一覧

令和3年4月15日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提出した「人口10万人当たり100床以上の病床を確保する」という目標値を参考に、県独自の指標を設定し、公表している。

指標		医療提供体制の負荷				感染の状況			監視体制（参考）
		①病床のひっ迫具合		②療養者数 (入院者、自宅・宿泊療養者の合計)	③PCR 陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路 不明割合		
		入院医療 注1	重症者用病床						
国指標	ステージⅢ	確保病床の使用率 <u>20%以上</u>	<u>入院率 40%以下</u>	確保病床の使用率 <u>20%以上</u>	人口 10 万人当たりの全療養者数 <u>20 人以上</u>	<u>5%以上</u>	<u>15 人/ 10 万人/週</u> 以上	<u>50%以上</u>	-
	ステージⅣ	確保病床の使用率 <u>50%以上</u>	<u>入院率 25%以下</u>	確保病床の使用率 <u>50%以上</u>	人口 10 万人当たりの全療養者数 <u>30 人以上</u>	<u>10%以上</u>	<u>25 人/ 10 万人/週</u> 以上	<u>50%以上</u>	-
県指標		病床稼働数		-	入院中患者数	-	2 人/ 10 万人	30%	-
県の状況 【4/26 10:00 時点】		・ 確保病床の使用率 <u>15.0%</u> ・ 入院率 <u>100%</u>		・ 確保病床の使用率 <u>0%</u>	人口 10 万人当たりの全療養者数 <u>5.70 人</u>	<u>0.92%</u> 注2	<u>5.70 人/10 万人/週</u>	<u>60.5%</u>	<u>7.6</u>
		・ 最大確保病床数 253 床 ・ 使用状況 38 床		・ 最大確保病床数 25 床 ・ 使用状況 0 床	全療養者 38 人 (入院者 38 人) (宿泊療養者 0 人)	4/12～4/18 5 件/542 件	4/19～4/25 38 人	4/19～4/25 23 人/38 人	【4/12～4/18】 5 人 【4/19～4/25】 38 人

注 1 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口 10 万人あたり 10 人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（6 指標）」より引用。

注 2 県の PCR 陽性率は、PCR 検査・抗原検査等の総数を使用。

令和3年4月26日10:00時点

都道府県別確定患者数の累計（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	都道府県	人口数		新規感染者数		参考 4月5日～4月11日	増減
		人口数（千人）	10万人換算	4月9日～4月15日の 1週間累計（人）	人口10万人あたり （人）	人口10万人あたり （人）	
1	大阪	8,809	88.09	5968	67.75	46.55	↑21.19
2	沖縄	1,453	14.53	803	55.26	35.51	↑19.75
3	兵庫	5,466	54.66	1947	35.62	23.38	↑12.24
4	奈良	1,330	13.30	444	33.38	30.60	↑2.78
5	東京	13,921	139.21	3127	22.46	18.31	↑4.15
6	京都	2,583	25.83	489	18.93	14.09	↑4.84
7	宮城	2,306	23.06	436	18.91	26.15	-7.24
8	徳島	728	7.28	135	18.54	10.58	↑7.97
9	和歌山	925	9.25	168	18.16	14.59	↑3.57
10	愛知	7,552	75.52	1004	13.29	9.56	↑3.73
11	山形	1,078	10.78	135	12.52	12.43	↑0.09
12	愛媛	1,339	13.39	165	12.32	15.24	-2.91
13	埼玉	7,350	73.50	865	11.77	10.84	↑0.93
14	長野	2,049	20.49	234	11.42	10.44	↑0.98
15	滋賀	1,414	14.14	158	11.17	7.07	↑4.10
16	岡山	1,890	18.90	200	10.58	5.77	↑4.81
17	神奈川	9,198	91.98	967	10.51	7.95	↑2.57
18	群馬	1,942	19.42	188	9.68	6.49	↑3.19
19	千葉	6,259	62.59	598	9.55	8.52	↑1.04
20	青森	1,246	12.46	116	9.31	5.86	↑3.45
21	北海道	5,250	52.50	481	9.16	7.70	↑1.47
22	福岡	5,104	51.04	448	8.78	4.15	↑4.62
23	石川	1,138	11.38	99	8.70	5.45	↑3.25
24	茨城	2,860	28.60	239	8.36	6.75	↑1.61
25	三重	1,781	17.81	148	8.31	6.79	↑1.52
26	新潟	2,223	22.23	161	7.24	6.16	↑1.08
27	岐阜	1,987	19.87	141	7.10	4.78	↑2.32
28	香川	956	9.56	61	6.38	8.68	-2.30
29	富山	1,044	10.44	63	6.03	5.65	↑0.38
30	佐賀	815	8.15	49	6.01	4.66	↑1.35
31	栃木	1,934	19.34	116	6.00	8.22	-2.22
32	福島	1,846	18.46	106	5.74	8.99	-3.25
33	鳥取	556	5.56	29	5.22	2.70	↑2.52
34	宮崎	1,073	10.73	54	5.03	0.47	↑4.57
35	福井	768	7.68	37	4.82	5.47	-0.65
36	山梨	811	8.11	38	4.69	2.47	↑2.22
37	長崎	1,327	13.27	52	3.92	0.38	↑3.54
38	広島	2,804	28.04	92	3.28	1.68	↑1.60
39	秋田	966	9.66	29	3.00	3.21	-0.21
40	静岡	3,644	36.44	109	2.99	3.76	-0.77
41	岩手	1,227	12.27	34	2.77	4.81	-2.04
42	熊本	1,748	17.48	48	2.75	0.74	↑2.00
43	鹿児島	1,602	16.02	38	2.37	2.93	-0.56
44	山口	1,358	13.58	30	2.21	1.55	↑0.66
45	大分	1,135	11.35	24	2.11	1.59	↑0.53
46	高知	698	6.98	5	0.72	3.72	-3.01
47	島根	674	6.74	4	0.59	0.45	↑0.15

【出典】

人口数：人口推計 第4表 都道府県、男女別人口及び人口性比一総人口、日本人人口（2019年10月1日現在）

感染者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（4月16日）

島根県の対応(案)

島根県対策本部決定

4月23日に、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県を緊急事態措置を実施すべき区域として緊急事態宣言が発出され、また、政府は新たに愛媛県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことから、県民に対し、以下のとおり要請する。

要請の期間は、令和3年5月11日までとする。

1. 緊急事態措置を実施すべき区域である、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県との往来を控えること。

まん延防止等重点措置を実施すべき区域である宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県との往来を控えること。

この他に、北海道札幌市、山形県山形市、和歌山県、香川県、福岡県などのように都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。

ただし、やむを得ない仕事や、転勤、就職活動、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないこと。

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」

など、基本的な感染対策に取り組むこと。

また、発熱や風邪等の症状がある方は、無理をせず仕事や学校を休んで頂き、外出を控え、まずは、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、早めに受診すること。各職場においても、職員の体調がすぐれない場合はすみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理に努めること。

3. 飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、
- (1) 「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること。
 - (2) 飲食の際の人数を、9人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅での宿泊をされた方は、2週間経過するまでは参加を控えること。
 - (3) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で1時間30分を限度とすること。
 - (4) 歓迎会等、異動や採用に伴い、県外から加わられる方がおられる場合は、この方々が来県されてから2週間を経過した後に、行うこと。
 - (5) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用を控えること。
 - ② 県内でも、県外の方との利用を控えること。

ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の一部の地域については、県内と同様に取り扱う。

4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと。
5. 感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること。
6. イベント開催の目安については、別紙の「島根県の対応」によること。
7. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。
8. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。
9. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS での誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

島根県の対応（令和2年11月20日島根県対策本部決定）

【12月以降のイベント等開催制限について】

- (1)感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント等開催を日常化していく。
- (2)イベント等の人数上限及び収容率要件については、当面の間、原則として現在の取扱いを維持することとする。
- (3)その上で、令和2年11月12日付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- (4)屋内施設で、大規模なイベント等（参加者1,000人超又は全国的な人の移動を伴うもの）の主催者等は、県に事前相談を行うものとする。

時期		大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの
12月1日から 5月11日まで	イベント等の類型	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統 芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（注2）	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント、公営競技、公演 ・ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
	人数上限（注1）	5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方	
	収容率	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)

（注1）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

（注2）これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。